湖西市監查委員公告

地方自治法第199条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同項の規定により公表します。

令和6年8月13日

湖西市監査委員 土屋隆裕湖西市監査委員 楠 浩幸

令和6年度財務監査(前期監査)の結果に関する報告

第1 準拠した基準

この監査は、湖西市監査基準に準拠して実施しました。

第2 監査の種類

この監査は、湖西市監査基準第4条第4項の定期監査として行った同条第1項 第3号の財務監査です。

第3 監査の対象

この監査は、別表第1に掲げる部課等の令和5年度の財務に関する事務の執行 及び経営に係る事業の管理を監査の対象とし、その重点事項を次に掲げるものと しました。

- (1) 修繕、委託又は工事の実施に係る事務
- (2) 管理用備品(公営企業会計にあっては固定資産。以下「備品等」)の購入に係る事務
- (3) 補助金又は交付金の交付事務
- (4) 資金前途による支出の事務

第4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次に掲げるものとしました。

- (1) 法令に適合しているか。
- (2) 正確か。
- (3) 最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか。
- (4) 組織及び運営の合理化に努めているか。
- (5) 内部統制は有効に働いているか。(重大なミスが見過ごされていないか。)

第5 監査の主な実施内容

1 予備監査

対象部課等に資料の提出を依頼し、提出された資料を通覧して異常事項や例外 事項の有無を確認しました。

2 監査委員監査

修繕、委託若しくは工事の実施に係る事務、備品等の購入に係る事務又は補助 金若しくは交付金の交付事務で重要性判断基準及び予備監査により選定した契約 又は支出負担行為に係る関係書類を確認しました。

これらにより異常の有無を確認できなかった事項については、関係職員に質問し、回答又は説明を求めました。

第6 監査の実施場所及び日程

監査は、別表第2に掲げる場所及び日程により実施しました。

第7 監査の結果及び意見

1 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、重要な点においては、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められましたが、別表3に掲げる改善すべき点があったので適切な措置を講じられたい。

2 意見

地方自治法第199条第10項の規定により本報告に添えて、次のとおり意見を提出する。

地方公共団体における発注は、「一般競争入札」が原則である。随意契約は、 例外であり、地方自治法施行令第167条の2第1項または地方公営企業法施行令 第21条の13第1項の各号に該当しなければならない。 少額または特命等とは思えない修繕や委託、備品等の購入でありながら、地方 自治法施行令第167条の2第1項または地方公営企業法施行令第21条の13第1項 を適用して、複数者からの競争見積り方式や特定の1者を相手とする特命随意契 約の事例が見受けられた。

前例にとらわれることなく、内容をその都度精査するとともに、適用の可否について的確な判断を行い、競争性、公平性及び透明性の確保に努められたい。

別表第1 (第3関係)

総務部	財政課		
企画部	秘書広報課		
環境部	環境課(脱炭素推進室を含む)、廃棄物対策課、下水道		
	課、水道課		
健康福祉部	地域福祉課、健康増進課		
こども未来部	こども政策課(いじめ防止対策準備室を除く)、こども		
	未来課		
市民安全部	市民課		
産業部	文化観光課、産業振興課(モノづくり推進室を含む)		
都市整備部	土木課		
教育委員会事務局	スポーツ・生涯学習課		
消防本部	消防署		
市立湖西病院			

別表第2 (第6関係)

内容		実施場所	実施日
実施通知			令和6年4月15日
予備監査		監査委員事務局	令和6年5月14日から 5月30日まで
監査委員監査	閲覧	 監査委員事務局、 浄化センター及び	令和6年6月3日から 7月8日まで
	実査及び質問 【未実施】	市立湖西病院	令和6年7月10日から (予定日) 19日まで
講評及び弁明、意見等の聴取		監査委員事務局	令和6年7月26日及び 31日
監査の結果に関する報告決定		監査委員事務局	令和6年8月7日

別表第3 (第7関係)

対象課	監査結果		
	地方自治法施行令第167条の2第1項または地方公営企業		
廃棄物対策課	法施行令第21条の13第1項に該当しないため一般競争入札を		
水道課	すべき取引であるにもかかわらず、3者から見積書を徴し、		
健康増進課	最も有利な価格で見積りをした者または特定の1者を契約の		
こども未来課	相手方としている取引があった。		
文化観光課	競争性、透明性、公平性が担保できるよう法令を遵守した		
	契約事務の執行をされたい。		